

倉敷市小規模工事（修繕）契約希望者登録制度に申請される方へ

お 知 ら せ

令和6年4月1日から、電子申請による申請手続きが可能となりました。

詳しい方法については

「5 登録申請に必要なもの」及び「7 提出方法」の箇所をご確認ください。

1 倉敷市小規模工事（修繕）契約希望者登録制度について

この制度は、「倉敷市小規模工事（修繕）契約希望者登録要綱」の規定により、倉敷市が発注する小規模な工事（修繕）のうち小額で内容が軽易なものについて受注を希望する業者を登録し、市内の小規模業者が直接小規模な工事（修繕）を受注できるようにするものです。

2 登録すると

倉敷市小規模工事（修繕）契約希望者登録名簿に登載し、倉敷市が発注する小規模な工事（修繕）のうち内容が軽易で1件の予定金額が100万円未満のものについて、業者選定の対象とします。

名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

なお、この登録名簿は市役所内に公開するほか、倉敷市ホームページ（産業・ビジネス＞入札・契約＞小規模工事（修繕））に掲載しますので、あらかじめご了承ください。

3 登録できる者の要件

次の（１）～（４）の全てを満たしている者

- （１） 倉敷市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人（建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。また、個人にあっては、他の者に雇用されている者を除きます。）
- （２） 市税を滞納していない者
- （３） 希望する業種の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者
- （４） 申請日時時点で引き続き2年以上申請する業種の営業を行っている者

※登録できない者

次のいずれかに該当する者は登録できません。

- ア 上記に記載する登録できる者の要件（１）～（４）のいずれか一つでも満たさない者
- イ 倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格を有する者
- ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人、準禁治産者並びに破産者で復権を得ていない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- オ 公共の契約の相手方として不適当であると認められる者

4 登録できる業種について

登録できる業種は、建設業法で定められている業種で5業種までです。

登録できる業種及び具体的な業務の内容は、別紙の「業種・具体的な業務内容及び許可免許の例」をご覧ください。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種は自ら施工できる範囲で登録してください。

5 登録申請に必要なもの

登録を希望する場合は、次の表に掲げる書類を提出してください。法人と個人事業主で、提出書類が異なるためご注意ください。なお、証明書はいずれも写しでも可としますが、証明年月日が申請日から3か月以内のものに限ります。

紙書類で申請の場合

表中の「2 使用印鑑届」は提出不要です。

電子申請の場合

表中の「1 小規模工事（修繕）契約希望者登録申請書」は、内容を申請画面上で入力するため作成不要です。「2 使用印鑑届」以降のものについては、電子データ（PDF、JPG等の各種画像形式が使用可能）を添付する形で提出することになりますので、紙で提出するものではありません。（電子データでの提出が難しいものについて、別途紙で提出することは可とします。）

			提出書類	備考
1	個人	法人	小規模工事（修繕）契約希望者登録申請書	様式はホームページからダウンロードできます。
2	個人	法人	使用印鑑届	<u>※電子申請の場合のみ必要</u> 様式はホームページからダウンロードできます。 押印したものをスキャンして、そのデータを申請システム上で添付してください。
3		法人	登記事項証明書	商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法務局で発行）
4		法人	委任状	<u>※契約締結等の権限を委任された支店長等が申請する場合のみ必要</u> 委任期間は申請時点から令和9年3月31日までとしてください。
5	個人		本籍地の市町村長が発行する身分証明書	<u>※免許証、保険証のようないわゆる本人確認ができるものではありません</u> 身分証明書は破産宣告、後見登記、禁治産等の通知を受けていないことを証明するものです。 交付申請については、 <u>本籍のある市区町村へ</u> お尋ねください。
6	個人		成年後見登記に関する「登記されていないことの証明書」	成年被後见人・被保佐人・被補助人に該当しないことを証明するもの。 <u>法務局の倉敷支局では発行できません。最寄りでは岡山地方法務局（086-224-5656）で発行することができます。（郵送は東京法務局後見登録課のみの受付となります。）</u>
7		法人	倉敷市税の納税（完納）証明書（法人分）	賦課されているすべての税に未納がないことを要します。 交付申請については、倉敷市役所本庁税制課（086-426-3175）又は各支所の窓口へお尋ねください。
8		法人	倉敷市税の納税（完納）証明書（代表者個人分） <u>※代表者が倉敷市在住の場合のみ必要</u>	

9	個人		倉敷市税の納税（完納）証明書（代表者分）	
10	個人	法人	法令等により資格、免許を必要とする業種を希望する場合は、それらを有することを証明する書類の写し ※資格、免許等が不要な小規模工事（修繕）のみを履行する場合には不要です。	例） ・電気工事（電気工事業者、電気工事士、電気主任技術者など） ・管工事（倉敷市指定給水装置工事事業者、倉敷市下水道排水設備指定工事店、〇〇ガス指定工事店、液化石油ガス設備士など） ・消防施設工事（消防設備士） ・他に、県知事発行の「一般建設業の許可について（通知）」など

6 受付期間

定期受付（登録更新を含む）

令和7年3月3日（月）～令和7年3月14日（金）（土曜日、日曜日を除く。）

※3月15日～31日に申請のあったものは、4月中に申請があった随時受付分として取り扱い、5月1日に名簿に登載されます。

随時受付

定期受付の期間外であっても随時受け付けており、毎月25日（週休日の場合は翌開庁日）までに申請されたものが、翌月上旬に名簿に掲載されます。

7 提出方法

申請書類の提出は、持参、郵送、電子申請のいずれかとします。

持参の受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）

【電子申請について】

倉敷市電子申請サービスから、PC、スマートフォンでの申請が可能です。添付資料については申請の画面上で電子データを添付することになりますのであらかじめご準備ください。なお、電子データでの添付が難しいものがある場合には、紙の資料で提出することも可とします。

次のURLまたはQRコードから申請の画面に移動してください。なお、申請のためには倉敷市電子申請サービスへの利用者登録を行い、ログインする必要があります。

https://apply.e-tumo.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44289



8 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

（随時登録の場合は登録名簿に登録された日から令和9年3月31日まで）

令和9年度以降の登録申請手続については、令和9年2月頃、倉敷市ホームページに掲載する予定です。

9 登録の取り消しについて

名簿に登録後、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますのでご注意ください。

- （1） 3の「※登録できない者」に該当するようになったとき。
（建設工事の入札参加資格者名簿に掲載された場合はこれに該当します。）
- （2） 破産したとき。
- （3） 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

10 登録内容に変更があった場合

登録された内容（商号、代表者、連絡先等）に変更があった場合は、変更届及び変更したことがわかる書類を併せて提出してください。必要書類については、別紙「登録申請の変更について」を参考にしてください。直接契約課までお問い合わせください。

電子申請による場合は、次のURLまたはQRコードからお進みください。（登録申請とはURLが異なります）

https://apply.e-tumo.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35277



11 受付場所及び問い合わせ先

倉敷市総務局総務部契約課（本庁舎2階20番窓口）

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電話：086-426-3171 FAX：086-426-4234

メールアドレス：keiyaku@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市ホームページ：https://www.city.kurashiki.okayama.jp